

○金融庁告示第 号

金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第二十九条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の要件を次のように定め、令和 年

月 日から適用する。

令和 年 月 日

金融庁長官 氷見野良三

（金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の要件）

第一条 金融サービスの提供に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十九条第一項第二号に規定する金融庁長官の定める額は、当該金融サービス仲介業者が金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号。以下「法」という。）第二十二条第一項の規定により供託しなければならない保証金の額の百分の一に相当する額とする。

第二条 令第二十九条第一項第五号に規定する金融庁長官の定める要件は、次に掲げるものとする。ただし

、第四号に掲げるものについては、当該金融サービス仲介業者が金融サービス契約（金融サービス仲介業

者等に関する内閣府令（令和　年内閣府令第　　号）第九条に規定する金融サービス契約をいう。以下この項において同じ。）の締結の媒介を行つた顧客等（法第二十二条第二項に規定する顧客等をいう。以下この項において同じ。）の保護に欠けるおそれがないと認められるときは、適合することを要しない。

一 法第二十三条第一項の金融サービス仲介業者賠償責任保険契約（以下この項において「賠責保険契約」という。）の保険金の支払事由以外の事項が、顧客等の保護に欠けるおそれのないものであること。

二 同一の行為に起因する令第二十九条第一項第一号に規定する一定の事由による損失（以下この項において「一定の事由による損失」という。）の填補の限度額に三を乗じて得た額以上の額が賠責保険契約の保険期間中において填補されるものであること。

三 賠責保険契約の保険期間終了後における五年を下らない一定の期間の期間延長特約（賠責保険契約の保険期間中に生じた一定の事由による損失が、当該保険期間終了後も延長して填補される特約をいう。）が付されていること。

四 賠責保険契約の保険期間開始前における三年を下らない一定の期間の先行行為担保特約（賠責保険契

約の開始前の一一定の期間中に生じた一定の事由による損失が填補される特約をいう。) が付されていること。

五 金融サービス契約の締結の媒介に関する生じた当該金融サービス仲介業者の顧客等に対する債務の有無等に照らし、顧客等の保護に欠けるおそれがないと認められること。